

## 7月の神対応

### 普段なら 暇な時期ですが 土日でも相続のお仕事をしています



毎年6月～9月は、税理士事務所は暇な時期です。  
となれば、旅行三昧の始末記を連載しているでしょう。

しかし、7月20日現在、7件の相続を同時進行しており、てんてこ舞いです。

平日は、遺産整理に同行し、週末は遺産分割の際の相続税の説明をしています。

(その1) ピンピンころり は、理想的な亡くなり方ですが、相続の事務上は…。

相続税申告において、財産評価も大変ですが、実は相続財産の確認も大変です。

特に被相続人が亡くなる直前まで、お金の動きを誰にも教えていない場合には、

**相続財産の総額がいくらにしたらよいか、その見極めが大切です。**

例 被相続人 父 母(既に死亡) 相続人3人(長男(父と同居) 次男 長女)

例えば、相続人である長男は、父が亡くなる前に現金で引き出した数百万円がどうなっている(現金・消費されたか)は知らないが、手元がない。

この場合、選択肢は二つ

A案) とにかく手元にある財産で申告する。

B案) 他の相続人に問い合わせながら、遺産分割協議を進め、遺産の換金時に金融期間に預金の復元やその他追跡調査を継続し、総合判断する。

ほとんどはB案を選択されます。税務署からの相続税調査を見据えれば当然でしょう。

そして、それでも解明できない場合にA案にて申告する。

**これが、不明なお金の動きがあった場合の神対応ですね。**

ただし、その予備的調査は、かなりの経験がないと行われぬのも事実です。

## (その2) 完璧な相続準備をしていたつもりが・・・。

相続準備を完璧にしている方は多いです。そんな相談者は、当事務所にも数人います。

この相談者が欲しがるのは、

- ① マスコミ報道の相続特集を自分にあてはめて解説して欲しい。
- ② 相続人にいかに迷惑をかけない財産の残し方。
- ③ 今時点での自分の資産配分で良いか。

ここに+αをしてあげるのが神対応ですね。

先日こんなことがありました。

JRAの電話・インターネット投票に使用していた口座をお持ちの方が亡くなりました。

この方は、某銀行に3支店口座開設をしていました。

- ①JRA口座 ②マンション管理費引き落とし口座 ③メイン支店・普通預金・定期預金

遺産分割が整い、支店に臨場時間を告げると、『先にJRAの解約手続きをしてください。  
解約が終わらないと、相続手続きができません。』

その解約には、3週間から二カ月かかるとのこと。

それならば、遺産分割協議前に解約の手続きをしておけばよかったことになります。

思わぬ相続手続きトラブルは他にもあります。

車の相続(神対応が出る場合、できない場合があります。)

NTT電話加入権他、

特に、親権者がいない未成年者相続は、その手続きが厄介です。

また、保険は相続対象となるもの、みなし相続対象となる保険契約もあり、

専門家が同行してあげないと説明を受けても、理解できない場合があります。

万代つばさグループ代表  
発行者 八百板 誠

( 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 )  
( 八百板誠行政書士事務所 )

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)

025(228)4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者(当事務所)がこれを保証するものではありません。